



# 小栗キャップの News Letter

税理士法人オグリ 代表社員・税理士 小栗 悟

岐阜本部 〒500-8847 岐阜県岐阜市金宝町1-3 岐阜第一生命ビル 4F

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

名古屋本部 〒460-0002 名古屋市中区丸の内一丁目16-15 名古屋フコク生命ビル 6F

TEL : 052-222-1600 FAX : 052-222-1611

Email : [info@otc-oguri.com](mailto:info@otc-oguri.com) <http://www.otc-oguri.com>

2016年8月31日(水)

## 協定締結時の従業員代表とは

### 従業員代表の役割

労働基準法や育児介護休業法、高年齢者雇用安定法等、使用者と従業員代表による各種労使協定を締結する必要のある条項が多々ありますが、最近この従業員の代表の選出について適切な選出かどうかを問われることが多くなりました。

従業員代表は使用者と協定を締結し、あるいは就業規則の制定、改定に際し、意見を述べて当該事業場における労働者の過半数の意見を反映するといった役割を担う者で、次のようなものと言えるでしょう。

①労使合意に基づき労基法等の労働関係法規上の規制を解除する役割。例えば労基法第36条の時間外勤務協定等です。

②労使の協議を通じて労働条件の設定過程に関与する役割

③多様な政策目的を実現する為、労働現場での労使の話し合いを促す役割

### 従業員代表の使用場面は色々

従業員代表は労働者の過半数で組織する労働組合があればこれが締結当事者となりますが、過半数組合が無い場合は当該事業場の労働者の過半数を代表する者が締結当事者となります。

労使協定とは労基法上その他によって企業が従業員代表との書面による協定を締結

した場合にその協定の内容の限りで法の規制を解除する効果を与えるものです。

### 従業員代表の要件・労使協定の効力

事業場における過半数代表の事業場とは裁判例では「工場、事業所、店舗等の様な一定の場所において関連する組織の基盤として継続的に行われている場」とされています。

「労働者の過半数」とは当該事業場において労働契約に基づき労働力を提供している者で、アルバイト、パート、嘱託や契約社員を含みます。さらに見てみると、

①労基法第41条2号に規定する管理監督の地位にある者でないこと

②法に規定する協定等をする者を選出する事を明らかにして投票や挙手等の方法により選出された者

これらをふまえて過半数代表の選出とは当該事業場の労働者に選出の機会が与えられ、民主的手続きが採られていることです。



協議選出した時は議事録を取りましょう。会社からの一方的指名は無効とされる事もあります